

# 令和7年第9回加賀市農業委員会定例総会

令和7年9月25日(木)

開会（午後1時27分）	
事務局（中田局長）	<p>これより令和7年 第9回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、農業委員の現委員 14 名のうち 12 名の出席をいただいております。本日の総会が成立していることをご報告します。推進委員につきましては 13 名のうち 12 名の出席をいただいております。</p> <p>また、本日付議いたしました転用案件等の現地確認調査を、22 日に丸山委員、紺谷委員、事務局職員 2 名の計 4 名で行いましたことをご報告いたします。</p> <p>それでは中村会長、議事進行をお願いいたします。</p>
議長挨拶	
議長（中村会長）	<p>皆さん、こんにちは。（あいさつ等）</p> <p>それでは、令和7年第9回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。</p>
議事録署名員の指名	
議長（中村会長）	<p>初めに議事録署名員の指名をいたします。</p> <p>12番 嶋崎委員、13番 丸山委員を指名します。</p>
議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について	
議長（中村会長）	<p>それでは議案の審議を行います。議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。</p>
事務局（西出）	<p>議案第31号加賀市 <span style="background-color: #cccccc; display: inline-block; width: 150px; height: 1em; vertical-align: middle;"></span> ほか2名か</p>

ら農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、その適否をお諮りします。案件は3件です。

整理番号1番、[ ]の譲受人が[ ]内の農地を取得するものです。譲受人は譲渡人の宅地を購入しており、この農地はその宅地の一部となっています。現在畑として耕作されている状態です。譲受人は現在他の農地でも野菜を耕作しており、今回申請の農地を取得後も継続して野菜を耕作していくものです。

整理番号2番、[ ]の譲受人が[ ]の農地を取得するものです。譲渡人は亡くなられており、遺言公正証書により譲受人が申請農地の遺贈を受けると指定されております。譲渡人と譲受人との関係は、叔母と姪となります。法定相続人以外の者へ農地の特定遺贈をする場合は農地法3条の許可が必要となることから、今回の申請となりました。譲受人は[ ]ですが譲受人の姉が近隣に住んでおり、共同で農地の維持管理を行う予定です。

整理番号3番、[ ]の譲受人が近隣の農地を取得するものです。現在譲渡人は県外に住んでおり、高齢のため譲渡人より依頼され農地の維持管理を譲受人が行っている状態です。今回譲渡人より農地を全て譲渡したいという要望があり、地元の農地の維持管理のため売買で申請農地を取得するものです。

以上、これら案件は資料2の調査書の通り、農地法第3条第2項各号のいずれの不許可要件にも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議長（中村会長）

只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。

（意見、質問なし）

議長（中村会長）

ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。

議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請につ



車庫とするための申請です。申請者からは始末書が提出されています。申請地は、第二種中高層住居専用地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

2番は [ ] 地内にあり、畑、77 m<sup>2</sup>、転用目的は倉庫です。この案件は追認案件です。平成18年頃、申請人がこの場所に倉庫を建てて今も利用していますが、登記と測量図面を調べたところ、倉庫の一部が農地にはみだしていることが判明しました。そこで、この農地の部分を宅地とするため申請するものです。申請者からは始末書が提出されています。申請地は、農地の拡がりか10ha以上の農地の一部であることから第1種農地と判断されますが、今回の面積が宅地を合わせた総面積477 m<sup>2</sup>の1/3以内であることから他地目併用に合致しますので、許可相当と考えます。

3番は [ ] 地内にあり、畑、113 m<sup>2</sup>、転用目的は倉庫建設です。この案件は追認案件です。国道の拡幅工事に伴い右の木造倉庫の用地の一部がかかることから、農地の部分へ建て替えることとなります。奥の倉庫は無断で利用していたので、申請者から始末書が提出されています。申請地は、農地の拡がりか10ha未満の農地の一部であることから第2種農地と判断されますが、既存施設の面積1/2以内の拡張であるため、許可相当に該当するものと考えます。

説明は以上です。

議長（中村会長）

只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。

（意見、質問なし）

議長（中村会長）

ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。

議案 第32号 農地法第4条の規定による許可申請につ



<p>議長（中村会長）</p> <p>事務局（中田局長）</p>	<p>壁はありませんが、周辺の農地と同じ高さであることから土砂の流出はないと考えます。また、設備や駐車場なので生活排水もなく、雨水は周辺の側溝に流す計画です。</p> <p>以上5件とも、周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。</p> <p>それでは、事務局から説明してください。</p> <p>1番は [REDACTED] 地内にあり、畑、303 m<sup>2</sup>、転用目的は自己住宅建設です。この案件は4条の1番と同一敷地の追認案件であり、申請者からは始末書が提出されております。譲受人は現在アパートに住んでいますが、育児もありアパートは手狭であると考え、親の土地である申請地を使用貸借して自己住宅を建設するものです。申請地は、第二種中高層住居専用地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。</p> <p>2番は [REDACTED] 地内にあり、田、571 m<sup>2</sup>、転用目的は駐車場及びドッグラン建設です。譲受人は申請地の隣に住んでいますが駐車場が手狭であり、高校生以下子供が4人、大型犬2匹、またヤギを飼う予定であるため、実家横の申請地を購入し駐車場及びドッグランを建設するものです。申請地は、第二種中高層住居専用地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。</p> <p>3番は [REDACTED] 地内にあり、畑、2筆合わせて240 m<sup>2</sup>、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は両親の高齢化に伴い介護等が出来るよう実家に戻り同居していましたが、家の老朽化に伴い実家近くの申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は、農地の拡がり10ha以上の農地の一部であることから第1種農地と判断されますが、集落に接続しているため許可相当に該当するものと考えます。</p>
----------------------------------	---

	<p>4番は [ ] 地内にあり、畑、410㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は現在アパートに住んでいますが、子供が欲しくアパートでは手狭であると考え、実家近くの申請地を購入し自己住宅を建設するものです。申請地は、農地の拡がり10ha未満の農地の一部であることから第2種農地と判断されますが、集落に接続しているため許可相当に該当するものと考えます。なお、この案件は追認案件です。申請地は平成27年頃に埋め立て、近くの [ ] で貸していました。譲渡人から始末書が提出されております。</p> <p>5番は [ ] 地内にあり、畑2筆、516㎡、転用目的は太陽光発電施設に伴う受変電設備です。譲受人は [ ] を営み、申請地を購入して太陽光発電施設に伴う受電設備を建設するものです。申請地は、農地の拡がり10ha未満の農地の一部であることから第2種農地と判断されますが、代替性の検討により当申請地が最適と考え、許可相当に該当するものと考えております。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>議長（中村会長） 只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）</p> <p>議長（中村会長） ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。 議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手全員）</p> <p>議長（中村会長） 全会一致により、適切と認めます。</p>
<b>議案第34号 非農地証明願について</b>	
議長（中村会長）	次に、議案第34号 非農地証明願について事前に現地

丸山委員	<p>確認調査を行っていますので、丸山委員から報告をお願いします。</p> <p>それでは、報告します。</p> <p>整理番号1番の現況を確認したところ、昭和57年の許可書どおりの住宅用倉庫となっていましたので、非農地証明で問題ないと判断いたしました。</p> <p>整理番号2番の現況を確認したところ、昭和46年建設の住宅が建っており30年以上経過していますので、非農地証明で問題ないと判断いたしました。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長（中村会長） 事務局（中田局長）	<p>それでは、事務局から説明してください。</p> <p>整理番号1番は [ ] 地内にあり、畑、275㎡です。今回の案件は、5条許可の再発行に伴う非農地証明です。特殊な事例なので少し経緯をご説明します。当時の申請者は昭和57年に住宅用倉庫として農地法第5条許可を受け、転用目的どおり利用していました。今回、地目を調べたところ農地であることが判明、地目変更登記をしていませんでした。通常であれば許可書の再発行で対応しますが、当時の申請者は亡くなっていることから、石川県農地関係事務処理要領の規定に基づき非農地証明願で処理するものです。</p> <p>整理番号2番は [ ] 地内にあり、田、2筆あわせて350㎡です。申請地は昭和46年建設に一般住宅が建てられています。本来ならば5条申請の追認案件ですが、建設から30年以上経過した住宅であることから非農地証明願で対応します。一般住宅の非農地対応については各自自治体の農業委員会で判断することとなっており、平成30年加賀市農業委員会小委員会で、築30年以上経過した住宅については非農地証明願で処理すると取り決めを致しま</p>

議長（中村会長）	したので、今回それを適用するものであります。 説明は以上です。
議長（中村会長）	只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 (意見、質問なし)
議長（中村会長）	ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。 議案 第 34 号 非農地証明願について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 (挙手全員)
議長（中村会長）	全会一致により、適切と認めます。

### 議案第 35 号 農業振興地域整備計画変更に係る意見の決定について

議長（中村会長）	次に議案 第 35 号農業振興地域整備計画変更に係る意見の決定について、事務局から説明してください。
事務局（中島）	<p>加賀市長より農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更による農用地区域からの除外について意見を求められているので、その除外及び編入についての意見をお諮りします。今回の申請は 5 件です。</p> <p>整理番号 1 番は [ ] 地内の農地、地目は田 1 筆、面積は 492 m<sup>2</sup>です。申請人は [ ] を営んでいる [ ] です。広域農道に出る際、前の市道が鋭角となっていることから、[ ] が何度も切り返しを行うなど非常に不便な状態がこれまで続いておりました。過去には [ ] が発生しており、又、市道部分が通学路であり運転者からは前後の切り返しが非常に怖いということで、今回、車両転回場の用地として対象地を選定したものであります。</p> <p>整理番号 2 番は [ ] 地内の農地、地目は畑 1 筆、面積は 282 m<sup>2</sup>であります。対象地は [ ] の集落に接続した</p>

農地で [ ] の敷地であり、その経営主の孫の [ ] が将来の介護も見据えて自己住宅を計画し、今回の対象地を候補地として選定したものであります。

整理番号3番は [ ] 地内の農地、地目は畑1筆、面積は10㎡であります。対象地の公図・測量等を審査したところ、実家である [ ] の基礎が隣接番地の敷地に侵入していることが判明、急遽・農業振興地域内農用地の除外の申し出をしたものであります

整理番号4番は [ ] 地内の農地、地目は田5筆、面積は1,517㎡であります。申請人は [ ] であります。近年、 [ ] は大きく変化してきており、 [ ] が主流になりつつあります。この社会の流れに対応するため、 [ ] の周辺に新たな [ ] 施設とそれに伴う駐車場を計画し、今回の対象地を候補地として選定したものであります。

以上、これらの案件については、農業振興地域に関する法律の第13条第2項第1号から6号までの要件についての判断は適当であると考えます。

続きまして、農用地区域への編入の案件について意見を求められているので、ご説明いたします。

整理番号5番は、 [ ] 地内で今後実施する圃場整備事業であります。申請人は、 [ ] です。近年、担い手不足が深刻化しており、傾斜地や小規模の圃場を多く有する [ ] の水稻栽培は将来に大きな不安を抱えていました。そこで今回、県営の圃場整備事業を活用することで一反規格から三反規格に規模を拡大し、農地の利用を集約化することで担い手の負担を軽減し、効率的な営農を目指すものです。これに伴い、全体面積である農地等約8.70haの内、主に農地と農地以外の地目も合わせて約1.

	<p>34ha を農業振興地域に編入するものです。</p> <p>以上、本案件については、農業振興地域に関する法律の第10条第3項の要件についての判断は適当であると考えます。</p>
議長（中村会長）	<p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>（意見、質問なし）</p>
議長（中村会長）	<p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。</p>
議長（中村会長）	<p>議案 第35号 農業振興地域整備計画変更に係る意見の決定について、適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p>
議長（中村会長）	<p>全会一致により、適切と認めます。</p>

### 議案第36号 農用地利用集積等促進計画（案）について

議長（中村会長）	<p>それでは、議案第36号 農用地利用集積等促進計画（案）について、事務局から説明してください。</p>
事務局（西出）	<p>議案第36号 農地中間管理事業の推進に関する法律により農用地利用集積等促進計画（案）について意見を求められているので、その適否をお諮りします。</p> <p>申請農地は全部で403筆、87,246.89㎡、申請者は58人となります。 [ ] において、いしかわ農業総合支援機構の農地中間管理機構関連型 農地整備事業を利用し大規模な圃場整備を計画しているものです。圃場整備の対象となる農地全てを農地中間管理事業に預け権利を15年以上設定する必要があるため、令和7年12月1日から令和23年11月30日の16年間、使用貸借権を地権者58人といしかわ農業総合支援機構との間で設定するものです。耕作者に関しては、工事完了後に改めて地域の担い手と権利設定を行う予定です。</p>

<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>以上になります。意見聴取について審議の程よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、只今の説明に対してご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>（意見、質問なし）</p> <p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。議案第 36 号 農用地利用集積等促進計画（案）について、適切と思われる方は挙手をお願いいたします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>全会一致により、適切と認めます。</p>
<p><b>報告 第 15 号 農地貸借の合意解約について</b></p>	
<p>議長（中村会長）</p> <p>事務局（中島）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>次に、報告第 15 号 農地貸借の合意解約について、事務局から説明してください。</p> <p>加賀市 [ ] より 使用貸借と賃貸借の合意解約の届出がありましたので報告いたします。今月の届出はこの 1 件、地目は田 9 筆 合計 8,030 m<sup>2</sup>です。所有者の都合により、所有している全農地を耕作者 [ ] へ売買による所有権移転を希望しています。その内 9 筆は利用権による 10 年間の使用貸借と賃貸借を結んでおり、合意解約書が提出されたものです。</p> <p>以上、この件については、解約条件は無く、土地の引き渡しについても問題が無く適当と考えます。説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>（意見、質問なし）</p> <p>なければ、終わります。</p>

## 報告 第 16 号 農地の賃借料情報の提供について

議長（中村会長）

次に、報告第 16 号 農地の賃借料情報の提供について、事務局から説明してください。

事務局（西出）

農地の賃借料情報の提供については、農地法 52 条に基づき毎年農地の賃借料情報の提供を行うこととなっています。加賀市の農地の賃借料を決める目安として毎年 9 月定例総会において報告し、その後、市の HP で公表いたします。

賃借料について先週 17 日、小委員会を開き協議を行いました。農業委員会から中村会長、山崎職務代理、中出委員、JA 加賀から小林営農部長にご出席いただきました。

今年はコシヒカリ 1 等仮渡金が 24,600 円となり、前年より 9,000 円の高値を更新しました。米の価格が約 57% 増加している中で賃料を前年通り据え置くことは難しく、議案のとおり平坦地 14,200 円、中山間地 12,000 円となりました。

説明は以上です。

議長（中村会長）

只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。  
（意見、質問なし）

議長（中村会長）

ご意見、ご質問等がなければ、終わります。

## 報告 第 17 号 農地利用最適化活動について

議長（中村会長）

次に、報告 第 17 号 農地利用最適化活動について、報告のある方は挙手をお願いします。

（委員 3 名からの報告）

議長（中村会長）

その他事務連絡については、事務局から報告してください。

### 事務連絡

事務局（宮下）

その他資料（資料3）当面の日程のみを説明  
（活動実績等を報告）

議長（中村会長）

ほかに何かありませんか。なければ、以上をもちまして  
令和7年 第9回加賀市農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（午後3時8分）